

板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免にかかる公共的団体取扱基準要綱

(令和元年 8 月 20 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区立文化会館条例（昭和 57 年板橋区条例第 7 号）第 7 条及び東京都板橋区立文化会館条例施行規則（昭和 57 年板橋区規則第 27 号）第 7 条並びに東京都板橋区立グリーンホール条例（昭和 44 年板橋区条例第 10 号）第 9 条及び東京都板橋区立グリーンホール条例施行規則（昭和 44 年板橋区規則第 10 号）第 6 条に基づき、東京都板橋区公の施設の使用料減免規則（平成 29 年板橋区規則第 29 号。以下「減免規則」という。）第 3 条に規定する、使用料の減額及び免除（以下「減免」という。）を適正に行うため、公共的団体の取扱基準を定め、減免措置を適正に執行することを目的とする。

(減免を受けることができる公共的団体の範囲)

第 2 条 減免規則第 3 条第 3 号の規定により、減免を受けることができる公共的団体は、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えるものでなければならない。

- (1) 法令等により設置することが定められ、又は奨励されている団体であること。
- (2) 区又は区内の官公署の行政目的遂行に協力している団体で、区又は区内の官公署から助成又は事業委託を受けていること。
- (3) 区民の芸術文化振興を主たる目的とする団体で、区全域又は広域的に活動していること。
- (4) 板橋区文化団体連合会に加盟している団体であること。

2 前項に定めるもののほか、減免を受けることができる公共的団体は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 構成員が主として区民若しくは区内在勤者又は区内に事業所を有する団体で、活動が区全域又は広域的であること。
- (2) 活動期間が継続して 1 年以上であること。
- (3) 活動が営利を目的としないこと。
- (4) 活動が政党又は宗教団体を支援するものでないこと。

3 減免は、利用目的が当該公共的団体の活動目的に沿うものであり、かつ区民の芸術文化振興又は福祉の向上に資するものであるときに限り行う。

(認定処理手続)

第3条 公共的団体が文化会館又はグリーンホールの使用料について減免を受けようとするときは、減免申請手続を行う前に、別記第1号様式の申請書に次に掲げる関係書類を添えて区長に提出し、減免を受けることができる公共的団体としての認定を受けなければならない。

- (1) 団体の規約、会則
- (2) 組織構成員名簿
- (3) 活動実績を表すもの
- (4) 区又は区内の官公署との関係性がわかる書類

(認定可否の決定及び通知)

第4条 前条の規定に基づき、認定を受けようとする公共的団体から申請があった場合には、その内容が第2条第1項及び第2項に適合するか否かを審査のうえ、認定の可否を決定し、別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

(認定名簿の作成)

第5条 区長は、認定を受けた公共的団体の名簿を作成し、名称・利用日時・利用目的・区又は区内の官公署との関係性その他参考となる事項を整理し、減免の経過を明らかにしておかなければならない。

(認定処理手続の省略)

第6条 第4条の規定により認定された公共的団体が、利用目的を同じくして再度文化会館又はグリーンホールを利用する場合、第3条に規定する認定処理手続を省略することができる。

(減免申請処理)

第7条 区長は、減免申請手続きの都度、第2条第3項の要件を備えた施設利用であるかどうか利用目的を精査し、減免決定をする。

(庶務)

第8条 この要綱に基づく認定処理手続等の事務処理は、文化・国際交流課において処理する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年8月20日から施行する。
- 2 板橋区立文化会館使用料減免審査会設置・運営要綱（昭和57年6月30日区長決定）は、この要綱の施行をもって廃止する。
- 3 廃止前の板橋区立文化会館使用料減免審査会設置・運営要綱第6条第1項及び第2項の規定に基づき認定された公共的団体は、この要綱の第4条の規定に基づき認定された公共的団体とみなす。
- 4 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第2項の規定による廃止前の板橋区立文化会館使用料減免審査会設置・運営要綱の規定により行われた施行日以後の減免に係る手続きは、この要綱の相当規定により行われた手続きとみなす。

年 月 日

使用料減免認定申請書

（宛先）東京都板橋区長

板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免にかかる公共的団体取扱基準要綱第3条の規定に基づき、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免を受けることができる公共的団体として認定を受けたいので、下記により申請します。

記

- 1 団体名等
 - （1）団体名
 - （2）住所
 - （3）連絡先
 - （4）代表者氏名

- 2 設立根拠法令等

- 3 規約・会則等
別紙規約・会則 参照

- 4 役員構成
別紙組織構成員名簿 参照

- 5 活動実績
別紙事業報告 参照

- 6 区又は区内の官公署との関係性
 - （1）区又は区内の官公署との関係性がわかる書類
別紙関係書類 参照

 - （2）内容及び関係部署名
※（1）で添付書類がある場合省略可

年 月 日

板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール
使用料減免認定（承認・不承認）通知書

団 体 名
住 所
代表者氏名

東京都板橋区長

年 月 日付けで申請のあった板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの減免を受けることができる公共的団体としての認定について、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免にかかる公共的団体取扱基準要綱第4条の規定に基づき、下記の理由により（承認します・不承認とします）。

記

1 承認・不承認理由

板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホールの使用料の減免にかかる公共的団体取扱基準要綱第4条に基づき、関係書類を精査した結果、東京都板橋区公の施設の使用料減免規則第3条第3号に規定する使用料の減免を受けることができる公共的団体として（承認します・不承認とします→不承認理由）。

2 対象事業（承認の場合）

文化会館及びグリーンホールの施設利用目的が、
（団体名 ）の設立目的に沿う事業

3 その他（承認の場合）

利用申請の都度、文化会館及びグリーンホールに減免申請書を提出してください。

4 問合せ先

板橋区 区民文化部 文化・国際交流課